

『立正安国論』へ広本V』について

— その意味・執筆動機など —

岡 元 鍊 城

日蓮聖人にとって『立正安国論』とは

日蓮聖人の宗教が、本化別頭の内証の世界に止揚してその宗教思想のピークが、言うまでもなく法華至上・法華色説を根底としての値難と周匝の歴史的社会的現象とを複雑にからませた宗教体験の上に、『開目抄』『本尊抄』の両書が書かれ、ここに日蓮教学の根本聖典が著わされていることはあまりにも自明なことである。

ところで、このような宗教体験を生んだ淵源を尋ねると文応元年七月の『立正安国論』の述作と上進にさかのぼるとしなればならない。換言すれば、『立正安国論』の所説を契機として聖人の宗教活動が展開されたのであって、『立正安国論』を起因としての宗教行動が、聖人の後年発

展整足する宗教思想を生んだのである。もっと言えば、『立正安国論』なくしては、聖人の宗教は生れなかつたであらう。

このことは、『立正安国論』献進のめざしたものが国主諫暁であり、諸宗との公場対決を終生の念願とされた事蹟にてらして明らかである。従つて機会あるごとに『安国論』の再上進や趣旨の取次、あるいは門弟檀越に対しても政界教界に対してもさかんな主張を展開した^①。いうならばそれらは『安国論』的主張と行動であり、『安国論』的諸宗批判であった。これらを遺文に見ると、

余此由を且つ知しより已来、一分の慈悲に催されて粗随分の弟子にあらあら申せし程に、次第に増長して国主まで聞ぬ。八神国王御書・定本遺文八九〇頁、以下同

じ、子細を知ざる人は勸へあてて候を、おごり(橋)て云と思ふべし。此二十余年の間、私には昼夜に弟子等に歎申公には度度申せし事は也。△蒙古使御書・一一一
二〇只今自他国可逼我国由兼知之。故捨棄身命仏神宝前
不恐刀劍武家責、昼奏国主、夜語弟子等。△強仁状御返
事・一一二〇

とある遺文が語る如くであった。かかる『安国論』の思索と実践は「閻浮第一の高名なり」との自讃と誇称を生むに至らしめた。この語は身延入山直後、文永十一年五・六月頃にあてられている『別当御房御返事』の言であるが、同年十月蒙古の来襲を契機に翌建治元年六月椽大の筆を振って著述した『撰時抄』に、「余に三度のかうみゃう(高名)あり」と語り、文応元年・文永八年・同十一年の三度にわたる国主諫暁、『安国論』の主張と行動を主体とする諫暁実践を称賛し、「日蓮は閻浮第一の法華経の行者なり」との確信を抱くに至ったのである。

小川泰堂居士が『高祖遺文録』に『安国論』を「創業の一策」と名づけたのは至言であるが、ただ、創業々につきるのではなく、生涯不変の熱願が『安国論』の主張であり行動であったのである。だからこそ、『安国論』を語り『安国論』に触れ、『安国論』を回想する遺文が五十六篇の多くにのぼることを指摘し得るが②、この事実は聖人にとって『安国論』とは一体何であるのかを如実に示してい

ると思われるのである。これら五十六書は『安国論』の論旨を語り行実の回想・誇称・予言の適中や献進の結果等を告げている。これらの諸書は『安国論』を読む時の必読・併読の御書である。紙面の制約からそれぞれ相互の連絡や内容を分析しての検討はできないが、ただこのような異常なまでの縷説は、聖人にとって『安国論』とは一生をついやしての願業であったことを示し、『安国論』の所謂〃元意〃は、諸他の一切の遺文とともに考究すべきことを語っている。同時に、これほどまでに『安国論』執筆の動機を説き理由を告げようとした事実は、『立正安国論』を聖人が常に問題的なものとして終始意識しつづけてきたことの何よりの証拠であった。

従って、諸遺文との関連の中に把握しつつ、その展開と推移のさまを見るのでなければ、『安国論』の全体像を真に理解することは困難であろう。先きに指摘した五十六書には、『安国論』執筆の準備として書かれたであろう予備的諸作品、あるいは草稿としての著作は含まれていない。

『守護国家論』『災難興起由来』『災難対治抄』『念仏者追放宣状事』等がそれであり、『災難興起由来』の裏書文書である『像法決疑経等要文』。更に『安国論』の撰筆後二日に稿了した『唱法華題目抄③』。又、仏教概論として整束されたと見られる『一代聖教大意』『十法界事』等の先駆をなすいくつかの論文もある。『安国論』述作の用意

ただならざることを教えている。

聖人化導の基本に『立正安国論』が底流として存し、起・顕・竟の三事その節を合していると見るべきである。起・顕・竟の三事の法門を合してはめるならば、『安国論』にこと起り、『安国論』にこと顕れ、『安国論』にこと竟るといふべきであろう。起は執筆の動機となつた正嘉元年の大地震であつた。ここに文応献進の『安国論』がある。顕は『撰時抄』で「三度の高名」と自負された諫曉実践であり、ここには文永五年蒙古来歴を見て書きあげることに至つた文永六年の『安国論』があつた。そして竟は、晩年再治の筆を加えた『立正安国論入広本』がある。泰堂居士の「創業の一策」は、聖人の宗教の出発点、端緒であつたばかりでなく、六十年の全生涯を賭けた『立正安国運動』の願業につらなつていく、そのような意味における『創業』であつたのである。

『立正安国論入広本』について

『立正安国論』といへば、通常は文応元年七月十六日宿屋最信を通じて最明寺入道時頼に上奏されたものをさしていつている。しかし、この文応上進本は現存せず、従つて文永六年十二月八日書写の中山現存本が、ふつう言われている『安国論』となつてゐる。ところが『立正安国論入広本』が現存し、更に「真間切本」と称せられてゐる断片

が各所に散在し（かつて完本であつた）、身延曾存本も完本で存した。この他に聖人の手持分、上進本の副本（所謂『立正安国論』の正本④）もたしかに一本は存した。つまり現在、五本の『安国論』が聖人自筆の諸本として確認され得る。

しかもこの諸本が、現存完本たる中山法華経寺本と京都本圀寺『広本』に対比する時、全篇の趣旨に異同はないものの（ただしこれは卒読・略読による評価であつて、てぬかりなく読めば『広本』の深意はただならざるものである。後述）経典引用の増加、文字の添加と削除、人物の入れ換えや挿入、諸宗破折態度の積極化などの異点を見る。

中山現存本は全篇三十六紙からなり、身延曾存本は全二十紙で、かつ身延本について「当山所納ノ本ハ世流布ノ本ト少シ異所有レ之」との記録⑤もあつて各本それぞれ異なるものがあつたようである。前節に指摘した如く、文応本から文永六年本更に『広本』と『安国論』自体に変化のあることが推考されえる。聖人一代の行化の結節点に『安国論』が存したのである。

文応上進本は「天台沙門日蓮勸之」の自署があつた⑥。中山本には自署はなく、「既勸文叶フ之、準ジテ之思フニ之ヲ、未来亦可キ然ル歟。此書ハ有ル徴文也。是偏非日蓮之力ノ、法華経之真文ノ所至ス感応歟」と結んだ陸離たる奥書を添え、「天台沙門」を超克した意識のもとでの執筆

と考えられる。このことは、「ふるき天台宗」△破良観等御書Vを超越して「本朝沙門日蓮」△本尊抄V、「釈子日蓮」△撰時抄Vへと飛躍される重要な動機になっているものと見られる。この文永六年十二月八日書写にかかると『安国論』執筆の縁由・契機については別に論じたいと思うがそれについては次の機会を持ちたい。ここでは、聖人にとって『安国論』が文応本・文永本そして『広本』へと実質的に三度変化しているということを指摘しておきたい。

『安国論』がこのように聖人自身においても変化の存することがみとられ、又、二様の聖人自身の評価があることが関知され得る（この点後述）。そして実質上『安国論』の諸本に異点・推移が存することは現存完本に明瞭である。従って、『立正安国論』と言えは中山本をさすことが常識化しているのであるが、このことは『広本』存在の意義を失うものであって、『広本』執筆に至らしめた深義を無視してしまうことになる。以下、『広本』に關説する先師の所論をあげつつ、いくつかの問題を見ていこう。『広本』について先師の論究は古来きわめて乏しく、誤伝・錯誤が多い。伝日興著『富士一跡門徒存知事』、本成日実『当家家宗旨名目』、中山日祐『祐師目録』、行学朝師『御書見聞』、身延十五世宝藏叙師、身延二十四世頭是要師、建立日諦『高祖年譜攷異』、了義日達『立正安国論講義』

安国講師『録内啓蒙』、智英日明『祖書目次』、便妙騰師『新定祖書目錄攷異』、小川泰堂『高祖遺文録』の諸説を管見し得た。これらを基礎にしつつ、系年・呼称・意味等を考察していこう。

『立正安国論△広本V』の系年について

定本遺文は「建治弘安の交」としているが、これは「富士一跡門徒存知事」に「一本弘安年中於身延山、先本添文言。而無別旨趣。只云建治広本」とあるに拠ったものである。稲田海素師の監修・執筆になる『日蓮宗年表』は弘安元年の条に「安国論を再治す」と明記しており、かつその原拠を「興集」とされている。定本と同じく門徒存知事に拠りながら年表は弘安元年に系けているわけである。『日蓮大聖人御真蹟対照録』はご筆蹟から弘安元年と推定している。但し同じ弘安元年でも比較的前半に属する筆のよう、『広本』の筆蹟に相似している『秀句十勝抄』もやはり弘安元年に系けられているが、同書の方が『広本』よりもやや遅く同年後半の筆と拜されるとの山中喜八師のご教示を得た。よって定本は「建治弘安の交」として、「建治四年二月二十九日改元。疫病故敷」との断簡を残す『弘安改元事』のあと同年三月二十一日の『諸人御返事』の間に系けているのは至当であるが、系年は弘安元年とすべきかと思う。『広本』執筆の動機を考える上でこのことは重要

であって後述と関係する。ただ右の門徒存知事が弘安年中身延山における執筆であることを告げながら「建治広本」と名づけているのであるが、その理由はわからない。いづれにしろ二月二十九日が建治から弘安への改元であるから系年の確定は微妙なものがある。弘安の執筆としながら建治広本とする門徒存知事の記録はその間の消息を告げるものであろうか。

『広本』の呼称とその理由及び意味

『広本』と称される本圀寺蔵『立正安国論』は「立正安国論 沙門日蓮勸」とあるだけで「広本」の文字は存しない。つまり聖人による撰号ではないわけである。定本に「広本」の文字を求めると『念仏者追放宣状事』に、法然の専修念仏義停廢の南都北嶺の奏状やそれに対する宣旨等を収集したものが、その前文の結びに、

勸法之文繁 而難見。為令易知取要省諸略列五篇。 委細之旨存広本耳。△二二五九▽

と記している。又、「奏状篇」に「取詮注之委在広本」と注記し、山門の奏上を引いた後、俊範・宗源・永尊等の子細は「其文在広本」といい、「宣旨篇」にも「依南都北嶺訴状対治専修、可流罪行者之由。度度宣旨之内今載少省多。委在広本」と四ヶ所で言っている。これによれば「広本」の意味は要点摘録の「略本」に対する原本としての総

合的・網羅的なものをさして言っているわけである。

ところで本圀寺本を『広本』と称するのは、遺文集では泰堂居士の『高祖遺文録』から始まったものである。しかし『広本』と名づけるのは既に見た如くに古く、直弟興師の門徒存知事が初見で「建治広本」とあり、行学朝師の見聞に「安国論広本略本事⑧」があり、便妙騰師の目録にも「広本立正安国論⑨」とある如く、『広本』の名称は祖滅いくばくもない時代から始まったのである。前記諸師は、『広本』といひ『再治本』とも呼んでいる。『広本』が同時に『再治本』であると言ふことは、上進本等の余本は「未再治本」と言われねばならない。もし再治・未再治の語義から言えば増補・再訂・修治の意味であろうから、再治は未再治を否定する意義をもつことになる。聖人にとつて「広本」とはそのような意味を有するのではなからうか。

定本所収断簡一九三に「凡夫のために広し、つづめてまいらせよと仰下れしかば、三巻につづめられて候」という一節がある。ここで「凡夫のために広し」とは広博すぎるという言葉であつて、「つづめ」というのは簡略にすることを意味している。広本を略本にしたことを述べるのであろうから、略本から広本へと言ふことは明らかに増補・修訂を意味するのである。

『広本』の意味を右の如くに解すると、『広本』と称す

る理由、意味についての古来の諸説は真意を伝えていないことになる。そして今日に至るも通説として流布されてきたのは『広本』を文底上進本の原本・草案・初稿・略本とする見方であった。この見解は『高祖遺文録』刊行以来、宗門内外の定説となったようである。即ち泰堂居士は、「此一書ハ安国論ノ原本ニシテ此ヨリ煩ヲ芟リ要ヲ摘ミ簡易ヲ詮トシテ一本ヲ定メ」たのが上進本であり「彼ヲ略ト云トモ省略ノ義ニアラズ極テ約要ノ略ナランノミ依之今此書ヲ広本ト表シ彼書ヲ要本ト唱ヘ広要並萃テ来意ヲ知ラシム」といい、一本を『広本』一本を『要本』と称している^⑩。泰堂居士に従えば、まず『広本』が脱稿しその約要を摘んで上進本が成立したのであって『要本』と称すべきものであると言っているのである。

これは朝師のいう「広本草案御本也、当時略本公界出御本也^⑪」に拠ったものと考えられる。この見解が『広本』に対する通説となつて、姉崎正治博士の『法華経の行者日蓮』も「初稿広本」といい、「右の安国論広本を簡明にし……之を上書した^⑫」としており、竜谷大学の『仏教大辞彙』なども「広本を草本として略本が生じた」としている^⑬。又、辻善之助博士の『日本仏教史』が、「京都本園寺に安国論の草稿と称するものがある。之を広本と称して居る。中山法華経寺には、略本ともいふべきもの、即ち草稿本の煩を芟り要を摘み簡易を詮として修正したものがあ

る。大正八年に本園寺に往いてかの広本を見たが、日蓮自筆なりや否や尚研究を要する者であり、筆写の時代も尚降るものではなからうかと思はれた。恐らくは略本の方が初めに出来た草稿かと思はれる^⑭」としているのは、成立の順序については正しい見解を示されたが、『広本』そのものの真書を疑ったことは遺憾である。

ごく最近に至つても『新・仏典解題事典』に「安国論には広本と略本とあり、広本は略本より引用文多く、教義も拡大されているが、両本述作の前後については異説あり、判然としない^⑮」と述べるのであって、『広本』の意味や理由、執筆動機や教理史的境位に至つてはほとんど等閑に付されてきている。

前節列記の諸師も「先本添文言」・「建治再治安国論」・「再治本」・「建治弘安之間増補先本」と指摘しつつも内容については触れるものがほとんど存しない。行学朝師は「建治年号ニテ再治安国論トテ有之」としながらも、一方では「或人云広本草案御本也」と述べるのであって両本の会通はない。

すでに『広本』が弘安元年の執筆であるから、前記した朝師・泰堂居士等の『広本』が上進本の草案と見る見解は誤りであり、富士興師・本成日実・啓蒙講師・便妙騰師等の所伝が真を伝えるものである。その中でも啓蒙講師が、その依つた「古抄」が何をさすのか不明だが、略本は即ち

献進本であるとし、『広本』の成立について「其後数年ノ間、廣ク諸經ヲ御披見有テ守護經等ヲ引載セテ御書タルハ広本也」と見ているのは事実に即し、同じく「安国論ハ御直書ニモ異本多クレバ一本ニ任セテ概論スヘカラズ^⑩」と注意をしており、了義達師が草案と見つつも『広本』と名づける所以を「良に世流布の本と少し文字の異あり、所引の經文最も長し、依之広本と名く」と述べる程度であった。

以上によって、文応献進本、中山本を略本・要本と称して『広本』をその草案と見なし、本圀寺本は広本・再治本と称せられてきた。両本についての先師の考究は鼓上の如くであつて、それらはおおむね執筆時期（両本の先後）乃至は『広本』の存在それ自体を問題視するのであつて、何故に身延入山後の晩年に再治本として執筆せられねばならなかつたかという『広本』の位置については全く触れておらないのである。

すでに『安国論』は、實質的に三段階の変容あることを指摘したが、文応元年献進本、文永六年書写本を「未再治本」・「上進本」あるいは「献進本」と称し、『広本』は「再治本」又は「定本」と呼称するのが妥当ではないかと思われる。『広本』をもって『立正安国論』の確定稿・決定稿とすべきであろう。これらについては、『広本』執筆の必然性を以下に述べることによつてあきらかにしたい。

未再治本から再治本への展開について

『立正安国論』が上進本の草案として扱われてきた考えからは「煩ヲ芟リ要ヲ摘ミ」というような見方がとられてきたが、もはやこれは意味をなさない。今日では上進本に經証の要文を追加して『広本』が完成したものと解されているのが一般である。しかし、この一般化した評価も『広本』存在の意義、再治本たるの意味を十分に汲んではいけないようである。以下に未再治本（上進本・中山本）から再治の『広本』への推移展開のさまを両本の比較の上に見ていくことにする。（両本の本文に即しての具体的事例は紙面の制約から略した。両本を往見せられたい）

『安国論』は十問九答の問答体であるが、両本を比べると字句の相違、引用經典の増減長短、人名の入れ換え挿入等の異点は十問九答の全てにわたつて見られる。

第一に知られる特徴は、引用經典のおびただしい相違である。未再治体では、金光・大集・仁王・藥師・法華・涅槃の六經であつたが、再治本ではこの他に守護・最勝王・般泥洹・大品・六波羅密の五經が新に引かれ、同一經典でも引用に長短がある。特に法華經の引文の長文化は顯著であり、かつ法華經への強意化が明らかで拡大徹底し敷衍されている。

第二に人名の入れ換えと挿入が新に認められる。第四主

答における義真と弘法が前者であり、挿入の后者は第五主答における慈恩・弘法・光宅・法藏の謬見として加えられている。

第三には、論調がより積極的・具体的になってきていることである。随所に意を強める語句に変えられたり新に加えていて、特に誹法禁圧については「止其施」と消極的であったのが「此又一途也」として「速行重科」と積極的に断命を主張するのであって未再治本で言うところを全く否定しているのである。

第四に真言密教批判が弘法の邪義と指弾して敵誡を極めていることである。「分別真言法華勝劣……開筈一乘之元意」せんとするなどは、明らかに法華真言の価値決定をせまるものであって、真言破折に強い姿勢を打ち出し、弘法の邪義が、仏教壊乱の元凶たるものとして根底から破折粉碎せんとする聖意を最も端的に表現されたものである。

『安国論』は、法然の念仏破を主とし他を伴とするものであった。かつ『守護国家』『唱法華題目鈔』『南条抄』『法門可申抄』『十章鈔』などの期を主としつつ佐前に通同するのは、法華真言が一具の正法として扱われているのであった^⑩。すでに文応上進本当時は、法華真言兼備の天台沙門としての述作であったから『安国論』にもそのような雰囲気を感じられないことはなかった。しかし佐後、台当を峻別し、台東両密への批判は徹底する。『安国論』

が法然批判に徹することは『広本』においても同致ではある。

しかし第五主答において、選択集の捨閑闍抛の四字は、「具案事心超過慈恩・弘法三乘真実一乘方便・望後作戲論之邪義」するものであると法然批判を述べつつも、弘法の邪義を厳しく難じているのは、未再治本にはなかったことであった。

第五に、法華経の行者の自覚、師意識の鮮明化が新に見出される。

右の如く、再治本への展開のあととは五つの主要点にまとめ得る事ができる。上進本では未だ明確でなかった行者の自覚、師意識、法華至上主義の深化、真言対破の深義を露堂とに表白され、全体にわたっての論調の積極化・徹底化が著しいのであって、ここに『広本』の意義と重要性が存するものと領解すべきである。

これらの事実を、結論として聖人の教学思想が独自のものとして確立してから『広本』が成立したのであって、論調や論旨の変化・推移・展開は、上進本の増補・修正であり、決定稿・確定稿として再治の筆を振るわれたものとみなければならぬ。

『広本』は、先に見た如く、『富士一跡門徒存知事』に「先本添文言、而無別旨趣」とあるが、そのようなものはなかったのである。同じ『立正安国論』でも、上進本と

は大いに旨趣を異にするものと領解しなくてはならないのである。

門徒存知事の所伝が、古来宗門の定説の根拠となり、加えて泰堂居士の提言が流布して、いっそうの固定化を進め、今日に至るも、経証の文言を添加された程度と軽々に考えられていることは、大いなる錯誤であると言わねばならない。

『広本』執筆の動機について

破立の破を表とする『安国論』は、聖人の破邪顕正の折伏行、換言すれば熾烈に展開した諸宗批判の基軸になるものであった。

連年の災厄、ことには正嘉元年の大地震を直視体験したところに『安国論』発想の契機があったのであり、文永元年の大彗星は「弥弥知此災根源」(安国論奥書・四四三)に至らしめ、文永五年蒙古来牒は予言の摘中となり、文永五年を期して「安国論的行動」の活発化は、内にあっては弟子檀越に大師講による教化となり、外にはさかんな諸宗への批判を展開するに至った。文永六年十二月八日の『安国論』の書写は、すぐれて深い念慮がこめられていたのであった。法華色説を実証し終えるに至った佐渡配流は、もはや台家与同を脱し、在島中の自界叛逆難の摘中は『安国論』の予言を確証した。第三国諫の提言は真言祈禱の実施

によって裏切られ、ついに決して身延入山となった。入山のその年、蒙古来襲実現し、物情騒然たる中に建治年間を過された。

かかる聖人の行軌は『安国論』が、聖人の行動を支配するものであったことを告げている。顕正の前提には破邪がある。安国の実現には立正が存する。諸宗批判の徹底化は必須のことであった。

従って、『安国論』に関説する諸遺文五十六書のあることを指摘したが、これら諸書の検討から、『安国論』にかかわって、能破の相手を見るとき、佐前においては天台附順の立場から、念仏主・禅律従の傾向を示し、台東両密に對しては従容たる態度がうかがえるのである。

佐後においては、建治年間の諸書と弘安期のそれとは極めてあざやかな分断・断層のあることを指摘し得るのである。建治年間の諸書には、いづれも所破が時代を追って順次諸宗に加わり、時期的区分・段階があったことを示しているのである。それらを示すと、建治元年七月十二日の『高橋入道殿御返事』に、

但皆人のをもいて候は、日蓮をば念仏師と禅と律をそしるとをもひて候。これは物かずにてかずならず。真言宗と申宗がうるわしき日本国の大なる呪咀の悪法なり。……此大悪法又かまくらに下て御一門をすかし、日本国をほろぼさんとする也。此事最大事なりしかば弟子等に

もかたらず、只いつはりをろかにて念仏と禪等計をそしりてきかせし也。今は又用られぬ事なれば、身命もおしまず弟子どもに申也。△一〇八八一〇九〇略引▽

とあり、同じく建治元年九月三日の『阿仏房尼御前御返事』には、謗法呵責の半生を述べてのち、

但し謗法に至て浅深あるべし。偽り愚かにしてせめざる時もあるべし。真言・天台宗等は法華誹謗の者、いたう呵責すべし。然れども大智慧の者ならでは日蓮が弘通の法門分別しがたし。然間、まづまづさしをく事あるなり。立正安国論の如し。△一一〇九▽

と説示している。同二年正月十一日『清澄寺大衆中』に、一切経を見候しかば八宗並に一切経の勝劣粗是を知りぬ。其上、真言宗は法華経を失宗也。是は大事なり。先序分に禅宗と念仏宗の僻見を責て見んと思ふ△一一三三▽

とあり同年の『破良観等御書』も

かく申程に、年卅二建長五年の春の比より念仏宗と禅宗等とをせめはじめて、後に真言宗等をせむる。△一二八四▽

とあり、建治四年二月二十三日の『三沢鈔』でも、

ただし禅宗と念仏宗と律宗等の事は少々前にも申て候。真言宗がことに此国とたうど(唐土)とをばほろぼして

候ぞ。△一四四九▽

とある。

右に見た如く建治年間の諸書は、いづれもその所破に時代的区分、時期的序列・段階があったことを告げている。

ただ例外的に建治元年『強仁状御返事』と建治三年『下山御消息』の二書が、諸宗批判の徹底が『安国論』にあったことを記して建治年間にあって他書と見解が相違する。この相違は二書の対告や敘述目的が通常の書と異なっている点を加味して見なければならぬ。

即ち前書は、真言僧強仁の難状に対する返書であって、『安国論』の趣旨を述べつつ公場対決を要求する緊迫したいきさつから諸宗破を語ったものであり、後書は、信仰上の対立・圧迫を説諭するために未信の反対者に啓蒙的に綴った自伝的代作の書信であり、進んでは、聖人の説法聴聞にもとづいて陳弁し法華経信仰へと導入させ、ふみきらせるべき諫曉の書であった。従って両書は破折面をあらわにされたものであろう。

これが弘安期に入って急変し、整理された形となって現われる。弘安元年九月『妙法比丘尼御返事』には、念仏宗・律僧・真言師等の謗法発見によって困難の因を知り『安国論』を上奏したことを述べ、翌弘安二年八月『曾谷殿御返事』には、

仏法うせしかば王法すでにつき畢。あまさへ禅宗と申大邪法、念仏宗と申小邪法、真言と申大悪法はなをならべ

て一國にさかんなり。……結句は他國の物とならむとす。日蓮此よしを見るゆへに、仏法中怨俱墮地獄等のせめをおそれ、粗國主にしめせども、かれらが邪義にたばらかされて信じ給事なし。還て大怨敵となり給ぬ。八一六二—一六六三略引

とあって、『安國論』上進の理由の中に真言宗が大惡法として入っている。弘安二年十一月『中興入道御消息』に、去正嘉年中の大地震、文永元年の大長星の時、内外の智人其故をうらなひ(占考)しかども、なんのゆへいかなる事の出来すべしと申事をしらざりに、日蓮一切経藏に入て勤へたるに、真言・禪宗・念仏・律等の権少の人々をもつて法華経をかるしめたてまつる故に、梵天・帝釈の御とがめにて、西なる國に仰付て、日本國をせむべしとかがへて、故最明寺入道殿にまいらせ候き。八一七—一七一七

とある。以下、弘安三年正月『秋元御書』、同十二月『智妙房御返事』、弘安四年国七月『曾谷二郎入道殿御報』の諸書が続いている。皆その論調は四宗を並べて『安國論』の破邪が諸宗にあったと論ずるのである。

これらを要するに、弘安期の諸書は、『安國論』に真言破を含めて諸宗批判を展開したというのであって、建治期の論調とは、あきらかに断層を見出し得るのである。

弘安元年九月の『本尊問答鈔』は、この問題について次

のように語っている。諸宗の誤謬を指摘した後、真言宗に及び、「真言宗と申は一向に大妄語にて候が、深其根源をかくして候へば浅機の人あらはしがたし。一向誑惑せられて数年を経て候」と述べ、

如是仏法の邪正乱しかば王法も漸く尽ぬ。結句は此國他國にやぶられて亡國となるべきなり。此事日蓮独勤へ知れる故に、仏法のため王法のため、諸経の要文を集めて一巻の書を造る。仍故最明寺入道殿に奉る。立正安國論と名けき。其書にくはしく申たれども愚人は難知。八一五—八二〇

とある。つまり、日本亡國を招来すべき蒙古來襲は、ひとえに真言亡國の邪法流布の故であり、その原因を知ったので『安國論』にこれを警醒すべく上奏したのであるが、愚人ゆえに深意を知り難かったのだというのである。この文意に従えば、真言破を『安國論』に行つたといふのである。

このように諸宗批判に関して、『安國論』を回想する諸遺文の中で、建治期と弘安期に分断・断層が顕著に見出せるのであって、このモメントに『広本』が書かれているのである。

すでに見た如く『広本』は、上進本に比して能破の筆は鋭く、真言批判を徹底峻別した再治本・確定稿であった。

『広本』述作以後は、『安國論』の文上においても、「ま

づまづさしをく事」の必要もなかったのである。

建治元年の『阿仏房尼御前御返事』の『安国論』は上進本をさすものであり、弘安元年の『本尊問答鈔』が『安国論』は、卒読すると上進本の事をさしているように思われるが、「其書にくはしく申たれども愚人は難知」の聖断は『広本』をさしているものであり、ここに、聖人自から『安国論』に二種の異なつた評価を与えていると考えられるのである。このように『広本』は、真言破折をつつまず隠さず文上に示し、明白に聖人のご内意を宣説されたものであつて、同じ『立正安国論』でも上進本とは大いに旨趣を異にするものである。

右のような諸宗批判の展開の中に『広本』執筆の動機をさぐり得ると思われる。即ち真言批判を明かした再治の『安国論』を著わす必然性は諸宗批判、就中真言批判の徹底の上とその理由の一つが存すると思われるのである。

しかしながら、かかる再治本執筆の契機としては、真言批判とかかわつて次の歴史事実を理由の第二として指摘することができる。

文永十一年四月八日の第三国諫で聖人は、平頼綱と柳営の対面をし蒙古問題について語りあい真言祈禱の厳禁と不可なることを強言したが、幕府は容れることなく真言宗始め、諸寺諸山に除災降伏の祈禱を命じた。このことは聖人の諸宗批判の激化を生んだ。諫暁の不許可、無視と加えて

の蒙古来襲と続く一連の事實は『安国論』の趣旨の確認と再説となつて縷説された。文永十一年十一月十一日の『上野殿御返事』が来襲後の第一信であるが、以下『曾谷入道殿御書』『顕立正意抄』『瑞相御書』『大善大悪御書』、文永十二年初頭に第一稿、ついで第二稿をへて三月十日に発せられた『曾谷入道殿許御書』『聖人知三世事』『法蓮鈔』『撰時抄』等々この期の書状は一樣に蒙古来襲にふれて『安国論』を語るのである。

わけても『顕立正意抄』は来襲を歎くとともに警告を信じようとしないう幕府の無知頑迷を激しく憤り「設雖為木石設雖為禽獸可感可驚。偏非只事。天魔入国如醉如狂。可歎可哀可恐可厭」と述べ短篇ながら「已上立正安国論言也」と三度も『安国論』を引き、意を顕わすと号された。この書に連続する『聖人知三世事』は聖人自から「一閻浮提第一聖人也」と自称し、「設作万折不用日蓮必此国今如壹岐対馬。我弟子仰見之。此偏日蓮非尊貴。法華経御力依殊勝也。八八四三〇と述べるのであつて、この一文は、蒙古来襲を見て書写した文永六年の『安国論』奥書と同致であつた。来襲を期して厳格を極める諸宗批判、わけても真言亡国論の展開を右の諸書に見ることができるところで柳営の対面は、聖人にとつていったいかなる認識のもとにいかなる重要性を秘めていたのであろうか。通説に従えば、聖人は幕府へ召喚され、平頼綱との面談で蒙古来襲につい

て意見をもとめられたという。「三度の高名」の第三がこれである。「法華経の一念三千と申大事の法門」の実践であるとして自ら行蹟を称える諫曉実践は、第一回の文応元年七月十六日『安国論』を時頼に上書した時も、第二回の文永八年九月十二日聖人の逮捕を指揮した頼綱への宣告の時も聖人自からが主体的・能動的に問題提起を行ったのであった。とすれば、第三国諫も聖人自からが企図したものではなかったろうか。柳営会談を語る諸遺文には幕府の召換があつてそれに応じたとする文意はない。

佐渡赦免から鎌倉入り柳営対面身延入山に至る間を語る遺文を見ていくと「鎌倉へ打入ぬ^㉑」とか「鎌倉へ入^㉒」ると記して鎌倉へ帰るとは述べていない。聖人が不惜身命の半生を過し教説展開の本拠地であつた鎌倉であり限りない愛着を禁じ得なかつたにちがいない鎌倉であつたが、その鎌倉も文永八年の法難を期して、もはや聖人にとっては死んだ所であつた。殺された地であつた。『開目抄』に「日蓮といひし者は去年九月十二日子丑の時に頸はねられぬ」とあるそのような地であつた。聖人を拒絶し続け抑圧し続けてきたそのような鎌倉であつたが、聖人はあえて「鎌倉へ打入ぬ」と表現された。この表現は鎌倉打ち入りの敢行を意味するであろう。幕府の召し出しに応じての受動的行為ではなかつたにちがいない。このことは『広本』執筆ともかかわるのであつて重要である。建治元年七月十

二日『高橋入道殿御返事』の次の記述は、鎌倉敢行の意識を告白する証左である。

たすけんがために申を此程あだまるる事なれば、ゆりて候し時、さどの国よりいかなる山中海辺にもまぎれ入ばかりしかども、此事をいま一度平左衛門尉に申きかせて日本国にせめのこされん衆生をたすけんがためにのぼりて候き。八〇八八—一〇八九▽

とある。この一節は柳営会談の発案者がほかならぬ聖人自身であつた事を告げるものであり、そのめざす目的が、一度の諫曉の時と同じく「たすけんがため」であつて、そのために鎌倉へのぼつたのであつた。

佐渡赦免のその時は、すでに聖人を受け入れない鎌倉であつたが故に「いかなる山中海辺にもまぎれ入」との覚悟であつたが^㉑、今一度の決意のもと鎌倉入りを敢行したのであつた。第三国諫が、聖人自身の発意であり、一度目・二度目と共に三度目も聖人による能動的自主的計画のもとに実行されたことを証するのが右の一節であつたのである。

そして会談の内容と情景は、『種種御振舞御書』『撰時抄』に記述するのであるが、対談者は四人以上の複数であり会談内容は諸宗の教義をめぐつての宗教論議が中心であつたのであり、その中から頼綱が蒙古来襲の時期について尋ねたものであつた。つまり聖人の企図は、会談内容を諸

宗への批判と排撃に重点をおき、亡国招来の真言師による調伏を厳禁せよと進言忠告するのがねらいであって、そのためにあえて鎌倉へのぼったのであった。

「大蒙古を調伏せん事真言師には仰付らるべからず」

(撰時抄一〇五三)との提言も、会谈直後の四月十日、祈雨の修法を真言師加賀法印に命じ、進言無視を見せつけるような情況であった②。「真言師等に調伏せ給べからず。若行するほどならば、いよいよ悪かるべき由申付て、さて帰りにありしに、上下共に先の如く用さりげに有上」(下山抄・一三三五)と述べるように、三度にわたる諫暁は悉く無視された。その慨歎と悲痛の思いは身延入山に向けての鎌倉からの退出の動機と理由となり、その愴然たる心境を伝えて波木井郷到着を告げる書簡『富木殿御書』にあらわである。

それはともあれ、第三国諫の結末を見て三人は、その後と推定されるのであるが、「事及三ヶ度。今可止諫暁。勿至後悔」との語気烈しい書簡を幕府側に呈している。どのようにしても聖人の諫言を聞き容れず、三度に及ぶ諫言を無視した幕府であった。そして同年十月六日蒙古は対馬壹岐へと来襲した。来襲の事実に接し惨胆たる情況を知った直後聖人は、苦渋にみちた情感をたたえて檀越上野氏に書簡を与えた。来襲後の第一信であるこの書に、

抑日蓮は日本国をたすけんとなふかくおもへども、日本国

の上下万人一同に、国のほろぶべきゆへにや、用られざる上、度々あだをなざるれば、力をよばず山林にまじはり候ぬ。大蒙古国よりよせて候と申せば、申せし事を御用あらばいかになんどあはれなり。皆人の当時のゆき(壹岐)つしま(対馬)のやうにらなせ給はん事、おもひやり候へばなみだもとまらず。八上野殿御返事・八三六

と感懐を吐露し、つづいて、念仏は亡国の悪法・禪宗や持斎法師等は天魔・真言宗は第一の邪筆で悪法と厳誠を加え「これらの人々このいくさを調伏せば、百日たたかふべきは十日につづ(縮)まり、十日のいくさは一日にせめらるべし。今始めて申にあらず、二十余年が間音もをしますよばはり候ぬるなり八八三七」と述懐したのであって、「いまだ一度」の決意で「たすけんがため」に鎌倉入りを敢行し、諫言無視の結果は、所引の如く「なみだもとまらず」との憐憫と同情は聖人のいつわらざる心情であった。

かの正嘉の大地震が、聖人の心情を揺動させ『安国論』発想の契機となった。今、蒙古来襲の悲劇は「申せし事を御用あらばいかになんどあはれなり」であり、涙のとまり得ない慨歎事であった。正嘉の大地震の惨情、蒙古来襲の悲惨。彼此を思うに真言亡国論の激化とともに、『安国論』の再治を来襲を期して考慮されたと思われるのである。再度の来襲を確信せざるを得ない情況であったことか

らも再治本の述作を促がし、それはまた来るべき公場対決のために必須のことでもあった。

以上の如く、聖人をとり巻く当時の政治的社会的問題情況・宗教的歴史的問題情況の上から、真言破の決定版的『安国論』再治に至る第二の理由と必然性を見ることができるのである。

第三の理由としては、建治元年から弘安元年春にかけての四年間に年来の希望である公場対決実現化の様相と風説が聖人の周囲に広がったことである。即ち、建治元年十二月二十六日『強仁伏御返事』は公場対決を要求したもので「悉々期公場」と結んでいる。この書に「貴坊欲逐本意者公家与関東経于奏聞」と語り、末文にも「可然者此次奏驚天聴決」とか「速々経天奏疾々遂対面」とあって聖人は、関東つまり幕府、あるいは天奏つまり朝廷への奏聞を要求し公場での対決を要請している。

かつて第三国諫の直後、三度に及んだ諫曉の容れられざるを歎き、かつもはや幕府は相手にせずとの考えをもたれたようである。「事及三ヶ度。今可止諫曉。勿至後悔」との烈しい口調で恐らくは幕府の重役の誰かに送ったものと思われる消息断簡が存する^③。この書は「未驚天聴御書」であるが、ここに「雖申之、未驚天聴歎」とあって、鎌倉幕府へは三度にわたって諫曉したけれど、朝廷へは未だ奏聞していないとの文意と解される。「天奏」ということは

第三国諫の直後と推定される『未驚天聴御書』に始めて現われる言葉であって「今可止諫曉」とあるのは、当時の實際上の政治権力であった幕府、それも將軍でなく執権であったのだが、これへの諫曉をなしおえ、かつそれ以上にならなかつたの幕府への働きかけは断念したとの決意の表白であったと思われるのである。そして「未驚天聴」の四字は、朝廷への諫曉活動の意志を表明するものであったと思えるのである。

時代の帰趨を正確に直視して鋭敏に行動した聖人であった。当時の政治情況は、承久の乱を期として関東に政権が移った事は、聖人も「承久に王位つきはてて世東にうつりしかども」△報恩抄・一二二三▽と語るのであって「鎌倉殿」「関東の世さかん」な時代ではあったが^④、一方的に政治権力が鎌倉に集中してしまっていたのではなかった。

伝統的権威をもつ朝廷を政治的にも文化的にも克服しえないまま公・武二元政治の時代が聖人の時世であった。たとえば、蒙古牒状は幕府に渡り、幕府はさらにこれを朝廷に取り次ぎ裁断を行うのであって、このような政治情況を想起すれば、聖人の法華弘通の視座のうちに朝廷諫曉との思いがあったと考えられるのである。鎌倉を断念せざるを得なかつた聖人の思念が、第三国諫の直後、朝廷諫曉との意識を生んだと思われるのであって、この思いは池上臨滅に際して経一丸への帝都弘通の依囑となったものと考えら

れる。

それはとにかく、『強仁状御返事』に三ヶ所にわたって天奏を念告するのは、朝廷諫曉の意志のなみなみならぬものであることを確認させるものである。

ところでより重要な事は、この状に先にも引いた如く「貴坊欲遂本意者公家与関東経干奏聞」とあって、関東即ち幕府への奏聞も併せ要請している事実である。すでに『未驚天聰御書』に見た如く、幕府への諫曉を停止すると述べた聖人であった。それは蒙古来襲を眼前にした危機感に立っての、いわば「最後の諫曉」の直後のことであった。「今可止諫曉。勿至後悔」は第三国諫無視の幕府に対する絶望的発言であったと考えられる。しかし、第二の理由で述べた如く、襲来の現実には「随見聞当世闘諍合戦在眼前」八八九〇であって、「当時沓岐・対馬の土民の如くに成候はんずる也八八三八」との不幸の確信をもつが故に「皆人の当時のゆき（沓岐）つしま（対馬）のやうにならせ給はん事、おもひやり候へばなみだもとまらず」との感傷は、諸宗及び幕府への憤りや怒りとなり、「独愁此事憤悱胸臆」との『安国論』発想の往時と重なるものであった。大衆の苦悩に代らんとする「代受苦」の慈悲行は、ここにおいて幕府諫曉の意志を回復させるに到ったと思われるのである。『強仁状御返事』でいう「関東」への奏聞とは、そのように解したい。

次に建治二年正月十一日の『清澄寺大衆中』に真言の疏の備用を指示し、その理由を「如是真言師蜂起之故申之」八一三二と述べていて、真言の徒が宗論を挑もうとする情勢があったものと思われる。同書は更に「今年は殊に仏法の邪正たださるべき年歟」と語っているに照しても、具体的なことは不明であるが、宗論対決のようすをうかがわせるものである。

次に建治二年七月二十六日の『報恩鈔送文』に

此御房は又内内人の申候しは宗論やあらんずらんと申せし故に、十方にわか（分）て経論等を尋しゆへに、国国寺寺へ人をあまたつかはして候に、此御房はするが（駿河）の国へつかはして当時こそ来て候へ。八一二五〇—一二五一

とあって、宗論があるようだとなんが知らせてきたのでそのために聖教の整備充実をはかっていることを述べている。「此御房」は聖教聚集のため駿河へ下向してもどってきたことがうかがえるが、諸国の寺々へ人々（弟子・檀越）を多く派遣したとの記述は、すでにこの書の前に宗論の具体的情況が察知せられていたことを物語るであろう。以上の三書は一連するものと思われるが、宗論の具体的消息は不明である。しかし大規模な宗論であろうことはうかがえる。

次に建治三年六月九日に勃発した「桑ヶ谷問答」があ

る。鎌倉にあって有力な弟子である三位房と竜象坊との法論で忍性良観が通謀していた。これに連座させられ主君江馬氏の忌避に触れるに至る四条金吾の法難。良観の信徒である江馬氏への四条金吾の法華信仰の勸信、諫曉となり世出両面にわたって四条氏は窮地に陥こまれた。鎌倉在住檀越の重鎮としての四条氏の動搖は、良観がこれに加わっているだけに教団の浮沈にかかわる大事であった。

この時期、武蔵池上家の父子の信仰上の対立葛藤がありこれにも良観がからんでいた。四条・池上家の災厄は良観等鎌倉における反対者の弾圧運動のさかんなるさまを物語っている。『下山御消息』（建治三年六月）によって知られる因幡房日永の下山兵庫に対する勸信諫曉、下総真間了性房と富木常忍の宗論^⑤、あるいは具体的に不明だが、駿河においても南条時光が信仰問題で抑圧を蒙っていたこと^⑥のみならず、駿河一円が断崖の危機にさらされようとしていた。建治二年から弘安二年の熱原法難へと爆発する一連の抑圧事件であった。若本実相寺に对立論争が起ったのは建治四年正月であり^⑦、改元後の同じ年、弘安元年三月には日興・日持ら四人はその止住する蒲原四十九院を開放されたが、その処置の不当を主張し対決を願って申状を呈している等^⑧、この時期聖人門下は各地において、さまざまな迫害断崖を蒙っていたのである。このことは、聖人の教説が門下に定着していったことを証しているのであつ

て、同時に弟子檀越による信仰実践・折伏行のさかんに展開された時期であることも証しているのである。

ところで、桑ヶ谷問答に連座して主従問題で危機にさらされた四条金吾は、聖人に事のいきさつを報じ、聖人は金吾に代って弁明の書をかいた。『頼基陳状』である。更に金吾には身の振舞を教訓し問題解決のための弟子の派遣も行い遺憾なきを期す一方、聖人の主張と行動を縷説した陳状が、「又ほかのやつばら（彼奴原）にもあまねくさはがせて、さしひだしたらば、若や此文かまくら内にもひろう（披露）し、上へもまいる事もやあるらん。わざはひの幸はこれなり」八―三六三〇とあって、四条氏を怨嫉する連中には騒ぐたけ騒がせてから陳状を差し出せば、もしやこの陳状が鎌倉中に喧伝されて、ついには幕府内部にまで伝わり公場対決にまで進まないとはかぎらない。それこそ災い転じて幸いということになる、と述べている。このことは後に熱原法難に際し、門注の時は事の顛末を強く主張せよ、上聞に達するだろうからと日興に注意を与えている。

「存此旨門注之時強々と申之。定可及上聞敷」八伯耆殿御返事・一六七六〇とあるのがそれであって、聖人門下の動向は幕府を強く意識しての行動がとられていることがうかがわれる。

聖人及び門下にとって四条氏の動向は重大事であったのであり、従って『頼基陳状』も「上へまいる事もやあるら

ん」との内意を秘めるものであったと思われ、『伯耆房御返事』の注意も同致であろう。

右の如く、「桑ヶ谷問答」始め建治期にあたかも踵を接して頻発した門弟のさまざまな信仰実践・弘通活動とそれへの迫害抑圧は、熱原法難がそうであった如く一触即発、大規模な断崖を招来する内容と構造をもっていたのであった。

次に建治三年七月十六日『上野殿御返事』に「せけんそうそうなる上」とあり、同八月二十三日『富木殿御書』に「今日本國八宗並浄土・禪宗等四衆、上自主上上皇下至于臣下万民皆無一人、弘法・慈覺・智証之三大師末孫檀越也」と指摘してのち、三大師の法華誹謗に疑問をもたないのはなぜなのかと設問し、

以此等意案之、我門家夜断眠昼止暇案之。一生空過万歳勿悔。八一三七三

と天台・真言阿密破折の学習行を督促していて、更に追而書に「有志諸人聚集一処可有御聴聞歟」と念告している。又、同年九月二十日『石本日仲聖人御返事』の追申に、「又真言師等給奏聞之由令風聞」などとある。建治年間には以上の如く概観し得た。

次に弘安元年三月二十一日『諸人御返事』が語る公場対決ムードの本格的高まりである。この門下一同（諸人）を対告とする回覧狀的書狀は、三月十九日付で門下の誰かに

よって身延の聖人にもたらされたものであり、二日後の二十一日戊の時到来、ただちに筆をとった返書であった。

聖人宛門下のこの書がどの地の誰によって発せられたかは不明であり、内容についてもほとんど知る事ができない。しかし、公場対決実現化の情報に接した聖人が、無視され抑圧され続けてきた諫曉実践に勇躍して立ちとうとするような、それほどに十分な内容をそなえ、重量を備えたものであったであろうことは想像される。

すでに見たように建治元年の最末から、宗論の風評が飛び交っていたし、それに対して公場対決を要求し、対決を実現させるべく幕府への働きかけの方策も指示していた。対決に必ずべく聖教の整備も十分な用意がとられていた。そのような情況の中に『諸人御返事』が語る大事に逢着したのであった。

「日蓮一生之間祈請並所願忽令成就歟。将又五々百歳仏記宛如符契」とは、第三国諫の直後「今可止諫曉」と幕府を見かぎり鎌倉を見すてた聖人であったが、「公家与関東經于奏聞」ことを要求し宗論の可能性を得ようとしてきた聖人であった。生涯の念願であった宗論が『諸人御返事』の内容であったのであり、それは一生の所願が成就するような、従って同時に、謗法の諸人との全面的対決に勝利し得ることを確信するような、更に日本を超えて世界的規模にまで法華經の流布が約束されるような内容と重要度をも

つ宗論対決であった。異常なまでに高揚された意識のもと発せられたこの書状からは、聖人自身が宗論の場に臨もうとされたのかどうかはわからない。むしろ、法論に臨もうとする門弟たちへの激励の書であり、問答の場における法門上の注意、臨場の心構え、振舞に至るまでを懇説する後続の『教行証御書』との関係からこの書の内容問題は考究されるべきであろう^{②9}。

ともあれ、この書が伝えるものは、身延入山に至るまでの聖人の、はてしない法華経弘通の行実を再現させると同時に、かつての諫誹実践の不毛を結実に至らせるような意気が窺えるのである。ところで「謗法諸人」との全面的対決であったらうこの宗論が、どのような経過があったかは全く知り得ない。のみならずこの重大事は急転して中止となったばかりでなく、かえって聖人の身に三度目の流罪ありとの風聞を門下が伝えてきた。『諸人御返事』の後、二十日を経ての『檀越某御返事』がそれを語る。

もしその義候わば、用て候はんには百千万億倍のさいわいなり。今度ぞ三度になり候。△一四九三▽

とあって、流罪の情報のごとくであれば、なまじ日蓮の主張を用いてもらうよりは百千万億倍の幸いである。情報とらうりであれば三度目の流罪であると語り、受難の覚悟と決意を述べ、法華経の行者としての試練を重ねる好機であると法悦の心境を告げている。三度流罪を惹起するような内

容であったのである。

両書のご真蹟を拝すると『諸人御返事』に躍動する喜悅のさまと、それに対して『檀越某御事』の失意であらわな筆勢の差異はこの間の聖人の落胆ぶりをうかがわせるものである^{③0}。あたかも弘安元年は疫病が流行していた。聖人自からも死を覚悟することを表白するに至るような病身であった。『檀越某御返事』に、

いたづらんやくびやう(疫病)にやをかされ候はんずらむ。をいじに(老死)にや死候はんずらむ。あらあさましあさましく。願は法華経のゆへにあだまれて今度生死をばなれ候ばや。△一四九三▽

と語るのであって、『諸人御返事』が示す宗論の内容は、聖人に病死や老死を拒否させ、法華経の故に殉じようと決意させるほどのものであった。一生の所願を成就させるような重要事が突如現われたのではないはずであって、上に見た如く建治年間の公場対決・宗論の様相が深まり、それの集約されたものが『諸人御返事』の内容であったのではなからうか。

かくして、年余にわたる公場対決実現化への経過は、殉教死を覚悟するに至るほどのものであり、その心境と対決の意識は、聖人の信仰実践の端緒となった文応の『安国論』、蒙古来牒を機とし神秘的驚異の奥書を付した文永六年の『安国論』書写、文永八年の諫誹、同十一年の柳営対

面をさまざまと想起させるものであったにちがいない。特に、文永六年の『安国論』書写の直前に系かる『金吾殿御返事』と『檀越某御返事』両書の捨身の決意は全く同致である。

更にさかのぼると、『安国論』の下書と見られる『守護国家論』にも「而自近年予胆我不愛身命但惜無上道之文間起雪山・常啼之心命替大乘流布吐強言云」とあつて災害目撃者としての聖人が一切経蔵にこもった念慮が終生の思いであつたことを伝えるのであつて、三度流罪との情勢はさながら往時を再現するものであつた。

以上に見た如く、建治元年来から弘安元年春に至る四年間に、四度目の諫暁をもたらすべき公場対決の情勢があつたのであり、ここに真言破を明確にした再治の『安国論』執筆の必然性があつたと思われるのである。

以上三つの要因を検討して『広本』執筆に至る動機と必然を述べた。これらの要因に加えて、蒙古再来襲の危機感①、聖教の聚集整備の事蹟、『注法華経』の撰集②、飢饉、災害、流行病の蔓延、聖人の罹病等も『広本』執筆とかわるかと考えられる。特にしばしば重体に陥つた聖人の病状は、『広本』執筆と深く関連すると思われる。

聖人は、建治三年十二月三十日に発病された。翌四年二月二十八日の富木賜書『始聞仏乘義』の末文に「為病身故不委細」と書き、弘安元年の五月頃には衰弱がめだつて

「やせやまいと申、身もくるしく候へは、事々申す」（兵衛志殿御返事、一五〇七）といい、六月には重態に陥り、「既受生齡及六旬。老又無疑。只所殘病死二句而已。然而自正月至今月六月一日連連此病無息。死事無疑者歟」（阿仏房御返事、一五〇八）と告げ、同下旬に快方に向い六月二十六日には富木・四条・池上三氏に同日に書を呈し病状を記しているが、十月には再発重体となつた。同年十一月二十九日『兵衛志殿御返事』に

去年の十二月の卅日よりはらけの候しが、春夏やむことなし。あきすぎて十月のころ大事になりて候しが、すこしく平愈つかまつりて候へとも、ややもすればをこり候。△一六〇六▽

とあつて病状を歎き、病勢も一進一退であつた。建治三年・四年は飢饉に加えて疫病が流行し、四年の二月・四月の頃は熾烈を極める情況であつた。

「やせやまい・下痢・はらのけ」を病むに至つたのは建治三年十二月三十日であつたが、あけて建治四年は、二月二十九日に改元された。『弘安改元事』は疫病の故に改元されたことを述べている。いかに大規模なものであつたかを証しているし、弘安の元号も疫病の不安災厄から脱出を祈るさまを暗示しているものであらう。

以上の如く、「死事無疑者歟」との病勢の悪化も、あるいは側面から、もはや猶予ならずと覚悟されて、本懐をつ

つむことなく法門を整理し『広本』執筆の動機を促がすものとなったと思われるのである。現存大曼荼羅で弘安元年三月十六日図頭のもの「病即消滅御本尊」と呼ばれ、讃文も「此経則為闍浮提人病之良藥若人有病得聞是經病即消滅不老不死」とあり七月図頭のものも同様の讃文であることは注意さるべきである。

こうした疫病蔓延のさまは、建治四年二月十三日の『松野殿御返事』に「去年の春より今年の二月中旬まで疫病国に充満す」と述べ、同二月二十三日『三沢鈔』に「こそことし(去年今年)は世界はう(法)にすぎて」と疫病のさまをのべ結びには、「すでに時すぎぬれば、此国やぶれなんとす。やくひやうはすでにいくさ(軍)にせんふ(先符)せむ、まくるしるしなり、あさましあさまし」とあって、世出ともに法華経の行者を迫害し政道を破った幕府はその諫めの時もすでに過ぎてしまったのだから国は亡びようとしている。去年今年の疫病は蒙古との合戦の起る前兆であるし負ける兆でもある、あさましい事だと述べている。この点は蒙古再襲を予告する重要な指摘であると思われる。

右二書は、疫病の故の改元の直前に系かる書であって、『広本』執筆後の弘安元年六月二十五日『日女御前御返事』に、

今日本國の者去年今年の疫病と、去正嘉の疫病とは人生

始て九十余代に並なき疫病也。聖人の国にあるをあたむゆへと見えたり。△一五一二▽とある。

先の『三沢鈔』に疫病は合戦の先兆であるとし、この書には「去正嘉の疫病」と並べあげている。正嘉の疫病とは正嘉元年の大地震を中心とする連年の災厄をさすものである。康元・正嘉・正元と続く災害は『安国論御由來』に、「正嘉元年太歳丁巳八月廿三日戌亥時超於前代大地震。同二年戊午八月一日大風。同三年己未大飢饉。正元元年己未大疫病。同二年庚申互四季大疫不已」△四二一▽とあって、正元元年・二年(文応元年)と大疫が続いた。

『日女御前御返事』の「正嘉の疫病」とは右のうち続く災難を総じて言ったものであろう。翌日の書状である『富木入道御返事』にも「御消息云、凡疫病弥弥興盛等云々」と冒頭に記して「実教の守護神の梵釈・日月・四天等其国を罰する故、先代未聞の三災七難起るべし。所謂去今年、去正嘉等の疫病等也」とある。

これらを見るに、建治三・四年の大疫は、正嘉・正元の災厄を彷彿とさせるものであった。建治の疫病を正嘉年代のそれと対比して回想していることから、かつて『安国論』執筆の契機を惹起したのが正嘉の災害であり、聖人の宗教活動を「憤悱胸臆」し「心情之哀惜」から上進に至らしめた『安国論』が存したのであった。『日女御前御返

事』のこの感懐は、『広本』執筆の動機と改元に導くほどの疫病が、深くかかわるものであることを暗示していると思われる。かくして、この建治・弘安と続く疫病は『広本』執筆に至る第四の理由として指摘し得るだろう。

更に『広本』執筆の時期は、あたかも大曼荼羅の儀相の上からも重大なる変化のあった時期と合致する。このことは、聖人の内観に重要な変化があったことを証してあまりあるものである。

即ち、現存するご真筆大曼荼羅を年代を追って順次に拝すると、弘安改元の直後、三月十六日図頭のものから中央首題の「経」字が変化を示している、かつこれより以降、仏部の勸請は釈迦・多宝・本化四菩薩に限られて、他の迹仏が加えられていない^⑧。即ち、「十方分身諸仏」「善徳仏」「分身諸仏」「尽十方諸仏」「三世諸仏」等と表記された迹仏・分身諸仏は不在座となつて、現存最後の弘安五年六月のものまでこの儀相は渝るところがない。この著しい変化は同年三月二十一日の『諸人御返事』に先だつこと五日の図頭であった。また、四月二十一日図頭の大曼荼羅から花押の変貌を確認し得る。即ち花押の種子がバン字からポロン字へと完全に変わるのであつて四月二十一日図頭のものもバン字の最後であつてその形状も横に大きく広がる変化を示し、署名と花押の結合位置の変遷が認められる。

更に諸尊勸請のうち天照太神、八幡大菩薩の位置が首題の「経」字の直下（まま真横）に確定し以後弘安五年までもとることがない。

又次に、七月五日図頭の大曼荼羅からは「仏滅後二千二百三十余年之間一閻浮提之内未曾有大曼荼羅也」という讃文の辭句が定型化し、この定型化も弘安五年まで渝ることはない（ただし弘安三年までは「二千二百二十余年」「同三十余年」の双方を交互に用いられ「三十余年」のみに一定するのは同三年八月図頭のみからである）。又更に、中央首題下に自署・花押がおかれ固定する。

花押の変化は、大曼荼羅では四月二十一日図頭のものでバン字の花押が終わり、花押を存する真蹟現存遺文では、四月十一日の『檀越某御返事』でバン字が終つていて、この書を境として六月二十五日『日女御前御返事』からポロン字へと推移する。大曼荼羅のポロン字花押の初見^⑨は、七月のものからである。

右の如く、花押の変化を始め、大曼荼羅の儀相においても、座配・位置等にもそれぞれ著しい変更と変遷があつたのであり、聖人の内観的・主観的動機が明らかに観取され得るのである。花押の文字を変更するとういうようなことが無意味に行ふべきことではなく、従つて、そこには重要な意義が存したにちがいないのである^⑩。

あたかも『広本』の執筆はこの期に存するのであつた。

『諸人御返事』の書風から、その歎悦の気持を見ることが出来ることは、先にも一言したが、花押においても、消息文の場合は草書風に走筆されているのであるが、この書の花押は「草書よりも楷書に近い書風であって、この書に対する心構えの尋常でないことを表している⁸⁶」と見る事ができるのである。

以上、建治期並びに弘安元年の春にかけての聖人の外的・内的動向のさまざまを考えてきた。そして『立正安国論』が晩年再治されるに至った理由と必然性を、周囲の社会的・政治的・歴史的情况と、聖人の宗教的内観の両面から見てきたのであるが、これによって、『広本』がまさに再治本として著わされ、確定稿として執筆される因由は右の如くであったのである。

いわば「最後の諫曉」をめざして『広本』が、上書されるはずであったろうと思われる。「一生之間祈請並所願」が沙汰止みとなった事實は、上進されずに終わったのであったが、かかる再治の『安国論』が、それではいっただい聖人にとって、いかなる境位をもつものなのであろうか。即ち『立正安国論』の位置をたずねるべきであらうが、それについては次の機会を待って考察したい。

①『安国論』上進は、文応元年七月十六日最明寺時頼へ、文永五年『安国論副状』をそえて法光寺時宗へ、

同年八月二十一日『宿屋入道許御状』も上進と推考される（宮崎英修師は「立正安国論諸本について」『法華』三十九巻六号所収に宿屋状をもって二度目の献進と指摘し、高木豊氏は『日蓮』△評論社▽に文永五年に北条政村・北条時宗それぞれに上呈していると述べている。又、文永八年九月十二日『一昨日御書』により平頼綱への上進がある。趣旨の取次ぎということでは宿屋入道宛書簡に代表的に見られる。門弟檀越に対しては「大師講」による教化談議が常例であり門下宛書簡はおびただしい。

②五十六書とは管見によるもので「立正安国論」「安国論」と書名をあげるもの三十書を始め、「勘文」としてあるもの八書、その他の表現で『安国論』をさす文意のもの十八書である。

③『安国論』の稿了は小湊誕生寺蔵の日祐目録によると文応元年五月二十六日であることが『日蓮宗年表』に指摘してあって、『唱法華題目鈔』は真蹟は存しないが、興師本『南条抄』の行間に唱題抄の書き込みがあるので一等資料となる。祐師の『本尊聖教録』に「唱法華題目抄一卷」とあり、興師『富士一跡門徒存知事』に「唱題目抄一卷」とあって、この書は確実な真書である。系年は文応元年五月二十八日と朝師本にあって稿了の差は二日となる。

④定遺一〇八番『安国論送状』

⑤行学朝師御書見聞「安国論広本略本事」記載宝蔵敍師の附記。宗学全書十五卷四頁。

⑥文応上進本の最古の写本と考えられる玉沢蔵與師本による。定遺二〇九脚注②。

⑦鈴木一成『日蓮聖人遺文の文献学的研究』三七〇頁。

⑧前注⑤

⑨定遺二八四三及び二八三三。

⑩縮遺三七二頁、大本遺文六卷。

⑪宗全十五卷四頁。

⑫姉崎正治『法華経の行者日蓮』一一七頁。

⑬竜谷大学『仏教大辞彙』四四八七頁。

⑭辻善之助『日本仏教史』第三卷中世篇之二、十四—十五頁。

⑮『新・仏典解題事典』春秋社刊・二八一頁。

⑯日蓮宗全書所収「安国論啓蒙」上、二二三三頁。

⑰平楽寺書店刊『立正安国論講義』六頁。

⑱国家論で「法華真言直道」、唱題抄「法華真言の諸の山寺」、南条抄「天台真言二宗」、申抄「当世の高僧真言天台等の人々」、十章鈔「天台・真言の学者」等と多く佐前に通同する。

⑲『種種御振舞御書』九七九頁。

⑳『高橋入道殿御返事』一〇八八、『光日房御書』一一

五五、『報恩抄』一二三九頁等。

㉑佐渡在島中から聖人は鎌倉入りを拒否する考えをもつておられた。文永十年の『祈禱経送状』に「日蓮尚籠居の志候」とある。

㉒『報恩抄』一二二九頁。

㉓鈴木一成前掲書二九二頁に指摘し、上原専祿氏は宿屋入道宛消息と推測している（「日蓮身延入山考」（3）「未来」七〇号所収）。

㉔『妙法比丘尼御返事』にも「代東にうつり」とある。

一五五九頁。

㉕『富木入道殿御返事』一五八八頁。

㉖『上野殿御返事』九八八、一三〇九頁等。

㉗『実相寺御書』一四三三頁。

㉘『四十九院申状』宗全與尊集九三頁。

㉙山川智応『日蓮聖人伝十講』六三〇頁以下。

㉚鈴木前掲書二一三頁。

㉛蒙古襲来の惨状や防衛に向う武士やその家族の別離の悲しみについて聖人は実にしばしば語る。『上野殿御返事』『兄弟抄』『乙御前御消息』『一谷入道御書』『富木尼御前御書』『菅谷抄』『菅谷二郎入道殿御報』等多く、襲来による被害の強調は再襲を予測してのものである。『三沢鈔』には疫病の流行を再来の光符としている。

③② 聖教の聚集整束に意をこらしておられる事蹟は曾谷抄など多くみられるが宗論に備えてのものであることは『清澄寺大衆中』『報恩抄送文』等により知られる。

一方、このことは『注法華經』撰集のためとも考えられ、更に『注法華經』は文永十一年から建治三年の間に大半が書かれており、その撰集目的の一半は、公場対決を期待しこれに備えて諸宗破立の肝要を弟子に伝えんとしたことにあるとする。山中喜八師「注法華經について」『日蓮聖人研究』（平楽寺書店刊）参照。

更に諸宗破立の大綱を聖人の聴聞と自らの見聞により記述した日向上人の『金綱集』は『注法華經』と密接な関係を有することが山中喜八師の右論稿に証されていて、同じく向師著と伝えられてきた『御講聞書』や興師の『御義口伝』も『注法華經』の筆録であるとして理解されてきた。あたかも『御講聞書』は「自弘安元年戊寅三月十九日連々御講至同三年五月二十八日仍記之畢」とあって、『御義口伝』は「弘安元年戊寅正月一日」とありいづれもこの時期に集中していることが知られる。

③③ 立正安国会刊『御本尊集目録』六〇頁。

③④ 前注同書六五頁。

③⑤ 大曼荼羅・花押の変化等については前注『御本尊集目録』・山川智応『日蓮聖人研究』第二卷所収「日蓮聖

人の花押に就いての研究」・鈴木前掲書等参照。
③⑥ 鈴木前掲書二一七・四五一・四七七頁等。

◆ 編集後記

◆ 本誌は研究調査と伝道実践を結びつける役割をもっている。そこで今号は、現代の伝道論を深めていく提言を特集した。伝道論を考えていくためには、たんなるテクニクを論ずるだけではすまない厳しい現実がある。この現実に対処する伝道論確立のために寺院論や伝道教団論の再検討を試みていかねばならない、というのが新聞、近江論文の主張である。伝道論を考える第一歩となる一文として熟読されたい。

◆ 日蓮聖人の教義弘通の方法論をさぐるのも、現代の伝道論を確立する課題に関連するものであり、その原点を把握しようとした研究ノートである。厳密精妙な考証はむろん大切だが、現代的視野に立って問題そのものの重要性を見出そうとするものである。

◆ 三田村師の一文は、青少年教化に資するものとして頂いたものである。青少年教化をめざして、種々な角度から理解を深める必要がある、この一文は体験から導き出された内容として参考に供したい。